

令和2年4月10日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

緊急事態措置等に伴う「緊急特別保育」の考え方について

4月8日付けでお伝えいたしました臨時休園を踏まえ、保護者の皆さまにおかれましては、多くの方にお子さまをご自宅で保育していただき、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただいていることに、たいへん感謝申し上げます。

「緊急特別保育」の実施にあたりましては、改めて下記のとおり区としての考えをお伝えさせていただきます、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 目指しているもの

区が目指しているのは、感染症をこれ以上拡大させないため、保育園を必要とする方がいないときは園を閉じ、園に関わるすべての方が、この期間に人と会うことがなく「**家にいること**」で、**子どもたちをはじめ、保護者の皆さまや園の職員の命と健康が守られる**ことです。

しかしながら、子どもが家で一人になってしまうなど、保育園がなければ感染症対策以上に子どもの健康や安全が保たれない状況は回避しなければなりません。そのため、平常時の保育園は休園とするものの、**どうしても保育が必要である特別な事情のある方**について「緊急特別保育」としてお子さまをお預かりすることとしています。

緊急特別保育は、この緊急事態宣言下においてお子さまを安全にお預かりするために必要最小限の人員で行うもので、**平常時の保育とは異なります**。緊急特別保育においても感染症対策を行い、集団形成の縮小には努めますが、家にいることに比べて感染リスクが高いこと、そして感染者が出た場合には、お子さまや保護者の皆さま、そして保育士も含め、園に関わるすべての方に様々な負担が生じることはお含みおきください。

一方で、この緊急事態下においては、保護者の皆さまの置かれている状況やお勤め先の考え方、対応の必要性は様々だと思えます。上述したような状況を踏まえ、保護者の皆さまには「緊急特別保育」の必要性をご判断いただき、**保育園ではそういったご事情をしっかりと受け止め、必要な方には適切に保育を提供してまいります**。園と保護者の皆さまと私どもが一丸となって、ご家庭と園でお子さまの健康と安全に最大限必要な対応を取りながら、新型コロナウイルス感染症を封じ込め、現状を乗り切ってまいりたいと切に願っております。

2 業種を限定しないことについて

都の緊急事態措置としての休業要請を受けてもなお、様々なお仕事に就く方が勤務しなければならないと想定されることを鑑み、区の緊急特別保育を利用できる業種については限定しておりません。**都が休業を要請する業種については、原則としてご家庭での保育をお願いいたしますが、**

お勤め先の状況によっては保育が必要となる可能性もあることから、個別にご判断をお願いするものです。

3 緊急特別保育の必要性について

緊急特別保育は、どなたもお子さまを見る事が出来ず、緊急事態宣言下にもかかわらず出社しなければならない等で、子どもが家で一人になってしまうなど、**保育園がなければ感染症対策以上に子どもの健康や安全が保たれない状況を回避するために設けたものです**。感染リスクを極力下げのために、園において感染症対策を行うとともに、人員も必要最小限で行うこととしており、平常時の保育を引き続き行うものではありません。

4 緊急事態宣言の考え方について

区内でも保育士や園児の発症があり、新型コロナウイルス感染症の感染は日ごとに増えている中、現在発生していないところでもいつ感染者が出てもおかしくない状況です。陽性となった方の疫学調査（行動範囲の確認）を行う中で、少しでも人との関わりが少なければ、新たな感染や濃厚接触者の発生を減らすことができることが確認されています。園にいた方が陽性となると、園は完全に休園し、一緒にいた多くの子どもたちや職員も濃厚接触者となり、感染症が発症してしまうのではないかという不安の中で2週間の自宅待機となります。そこから更なる陽性者が出ると、さらに感染や濃厚接触が連鎖していくという状況です。これを断つために、**すべての方が「家にいること」で、感染の拡大を防ぐことが緊急事態宣言の主旨と**考えます。

5 テレワークについて

今回のことで多くの企業がテレワークを実施するのは、感染症対策として「家にいてもらうこと」という企業の社会的使命を果たし、従業員を守るためでもあると思っています。従業員を守るためには、そのご家族も守らなければ従業員は守れません。それぞれのお仕事の状況によって個別にご判断いただく必要がありますが、どうぞ**お子さまも「家にいること」で感染症の罹患から守っていただけますよう**、テレワークを行う場合は極力ご家庭での保育をお願いいたします。なお、東京都知事及び文京区長から、企業・経済団体に向けた文書もございますのでご活用ください。

○東京都（東京都福祉保健局>福祉保健局について>組織・業務案内>少子社会対策部>計画課>計画課からのお知らせ
>緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/corona-message.html>

○文京区（ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について（4月8日時点）>保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei/hogoshanojigyoushanominasamahe.html>

6 届出書について

緊急特別保育のご利用につきましては、保育が必要であることをしっかりとご記入いただきまして、園にお知らせくださいますようお願いいたします。